

以前WEBで申し込まれた方・継続の方は 加入者証に記載のIDをご利用ください

一般社団法人 日本病院薬剤師会

日病薬賠償責任保険制度【2026年12月20日加入版】

『薬剤師賠償責任保険』加入のご案内

本保険制度は、一般社団法人日本病院薬剤師会の会員である薬剤師の皆さまが安心して業務に専念できるよう、不慮の事故により法律上の賠償責任を問われた場合の損害に対して保険金が支払われる制度です。充実の補償を備える本保険へのご加入を是非ご検討ください。

※本年度より保険料と補償内容の改定をおこなっています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

【保険期間と保険料】

1. 保険期間 2026年12月20日午後4時～2027年12月20日午後4時
2. 締切日 ネット申込・保険料振込[本会口座着金]：2026年11月30日（月）
3. 保険料

受付期間	2026/10/1～2027/3/19	3/20～7/18	7/19～11/18
施設契約 薬剤師1名につき	2,300円	1,530円	770円
個人契約 薬剤師1名につき	2,400円	1,600円	800円

【中途加入契約】※中途加入は、毎月1日を補償開始日として受付します。

受付期間	2026/12/1 }	2026/12/18 }	1/21 }	2/17 }	3/21 }	4/20 }	5/21 }	6/20 }	7/21 }	8/20 }	9/18 }	10/21 }
	2026/12/17	2027/1/20	2/16	3/20	4/19	5/20	6/19	7/20	8/19	9/17	10/20	11/18
保険期間	2027/1/1 }	2027/2/1 }	2027/3/1 }	2027/4/1 }	2027/5/1 }	2027/6/1 }	2027/7/1 }	2027/8/1 }	2027/9/1 }	2027/10/1 }	2027/11/1 }	2027/12/1 }
	2027/12/20	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

※受付期間中にネット申込とともに保険料の入金を完了させてください。本会口座への入金確認ができていないことが条件となります。入金完了しない場合は契約が成立しませんのでご注意ください。

※郵便為替や小切手をご使用の場合は、本会口座着金まで10日程度要しますので締切日にご注意ください。

<会員専用申込サイト>

<https://www.jshp.or.jp/banner/hoken.html>

【加入申込手続きの流れ】



加入申込手続きの詳細はP. 8をご覧ください。

ご案内の目次

I - 1 本保険制度の内容	3
1. 加入資格（この保険制度に加入できる方）	3
2. 保険期間	3
3. 契約の種類	3
①【施設契約】 ②【個人契約】 ③ 施設契約・個人契約共通【刑事弁護士費用担保追加条項】	
4. 保険料（年間）	3
5. 保険金の支払対象	4
6. 支払われる保険金の主な内容	4
7. 保険金が支払われない主な場合	4
8. 保険金額	5
9. 加入手続きの留意点	5
I - 2 本保険制度に関するQ & A	6～7
Q 1. この賠償責任保険で補償の対象となる業務を具体的に教えてください。	
Q 2. 施設契約と個人契約との違いを教えてください。	
Q 3. 今までにどのような事故が発生しているのでしょうか？	
Q 4. 調剤の際、医薬品を落として破損させてしまいました。この場合は補償の対象になりますか？	
Q 5. 薬剤部内の備品が壊れました。補償してもらえますか？	
Q 6. 同じ法人で複数の施設があります。同一法人であれば代表施設においてまとめて加入してもよいですか？	
Q 7. 同じ法人で複数の施設があり、各施設の薬剤部単位で施設契約に加入しています。手伝いのため指示を受け所属施設以外の施設で勤務することがありますが、その場合は補償の対象となりますか？	
Q 8. 旧施設で個人契約に加入していましたが、新施設が施設契約の場合は、契約を個人契約から施設契約に変更できますか？	
II - 1 加入申込手続き	8
1. 本保険制度への加入申込方法	8
2. 加入申込締切日	8
3. 支払方法	8
4. 中途加入の方法	8
II - 2 加入者証	8
III 保険期間途中の異動手続き	9
【施設契約において】	
1. 所属薬剤師数が増えた場合・新たに薬剤師を採用した場合	9
2. 所属薬剤師数が減った場合	9
3. 所属薬剤師数が転勤等異動により交代した場合	9
【その他】	
4. 申込時の登録内容に変更があった場合	9
5. 薬剤師賠償責任保険と補償の範囲が異なる他の保険契約を締結される場合	9
IV ご加入にあたってのご注意	10～11
V 事故発生時の対処方法	12
お問い合わせ先	12

I - 1 本保険制度の内容

1 加入資格（この保険制度に加入できる方）

本保険に加入できるのは、本会（日本病院薬剤師会）の会員にかぎられます。会員でない方は、本会へ入会のうえ、加入申込みをしてください。なお、本会への入会手続きは、勤務先のある都道府県病院薬剤師会が窓口となります。

※会員資格を喪失している期間は、本保険の対象外となりますのでご注意ください。

（注）本保険制度は、本会会員番号で加入者管理を行います。なお、加入者氏名は事故発生時に確認します。

2 保険期間

2026年12月20日午後4時から2027年12月20日午後4時までの1年間です。

（注）自動継続ではありませんので、現在ご加入の方も更新の手続きを必ず行ってください。

3 契約の種類

ご加入にあたっては、次の契約種類よりいずれか一方を選択してください。

（注）お申込み後に契約種類の変更はできませんので、ご了承ください。

① 【施設契約】（薬局単位）

病院・診療所等の薬局（または薬剤部）単位で加入し、薬局管理者の氏名と会員番号で申込む方法です。薬剤師が起こした事故だけでなく、薬剤師の指揮・監督下において薬剤師以外の薬局の職員（助手等）・研修生・実習生が起こした事故も対象となります。

なお、この契約は当該薬局の業務において発生した事故のみを対象とし、かつ所属薬剤師全員が加入することで成立します。

（注1）研修生・実習生については、所属薬剤師数に含めません。

（注2）施設契約は、所属薬剤師全員が本会の会員であり、その施設で会員登録していることが条件となります。

なお、※常勤薬剤師職員以外の職員および産休・育休等の休暇中の職員が未加入でも成立します（未加入の薬剤師個人が責任を問われた場合は補償の対象外）。ただし、休暇中の職員が復帰した場合は、追加加入の手続きをしてください。

（注3）施設契約は所属薬剤師が全員で加入することで成立します。中途加入者の手続きは受付期間が決まっておりますので、追加の入職者や退職者の復帰日にあわせた保険始期日をご確認いただき、適切に保険を成立させる必要がありますのでご注意ください。

※常勤とは、事業所の所定労働時間を通じて勤務する労働形態（フルタイム）です。

※補償対象となる薬剤師は、事故発生時（身体障害発生時等）に保険加入がある場合となります。

② 【個人契約】

薬剤師個人単位で加入する方法です。加入者自身が起こした事故が対象となります。なお、勤務先（病院、診療所、介護保険施設、保険薬局等）は問いませんので、転勤等の異動があった場合も補償は継続します。

③ 施設契約・個人契約共通

【刑事弁護士費用担保追加条項】

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項が付帯されています。

4 保険料（年間） ※中途加入は、保険料が異なります。表紙をご参照ください。

施設契約 薬剤師1名につき	2,300円
個人契約 薬剤師1名につき	2,400円

●施設契約の加入例

所属薬剤師数8名の薬剤部の場合
 $2,300 \text{ (円)} \times 8 \text{ (名)} = 18,400 \text{ 円}$

（注）理由の如何を問わず保険料はお返しできません。

5 保険金の支払対象

病院薬剤師が行う薬剤師としての業務（調剤・製剤・薬剤の管理・医薬品に関する情報提供等）を遂行するにあたり偶発的な事故により、第三者（患者、病院関係者以外等の他人）に損害を与え、その結果、相手方に法律上の賠償責任を負った場合、保険金が支払われます。（国家賠償法等により、国、その他から病院薬剤師が求償された場合も、本保険の支払いの対象となります。）

6 支払われる保険金の主な内容

【薬剤師特約条項】

- ① 損害賠償金（治療費、慰謝料、休業補償等）
- ② 訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
（注）保険金額の枠外で支払われます。
- ③ 被害者に対する応急手当、緊急措置等を行った場合の損害防止費用
ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 など

【刑事弁護士費用担保条項】施設契約

被保険者が施設の業務として行った医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

【刑事弁護士費用担保条項】個人契約

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

7 保険金が支払われない主な場合

【薬剤師特約条項】

- ① 被保険者の行う業務のかしに基づく業務の目的物の滅失、損傷もしくは汚損それ自体の賠償責任
- ② 薬剤師法の規定に違反して行った業務に起因する賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 医薬品等が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる賠償責任
- ⑤ 通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
- ⑥ 名誉き損、または秘密漏えいに起因する賠償責任 など

【刑事弁護士費用担保条項】

1. 次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件 など

8 保険金額（保険期間1年）

補償内容（対象となる事故）	保険金額（注1）	自己負担額（注2）
医薬品等に係る事故による身体賠償 調剤した医薬品等によって、また、患者等に対して行った誤った情報提供によって、患者等の身体を害したり、財物を損壊した場合の損害賠償金、弁護士費用 など 対応に要する弁護士費用 患者等に健康被害が発生するおそれがある場合、患者等の対応について相談する弁護士費用 など	1 事故 1 億円／1 年間 3 億円	自己負担額なし
医薬品等に係る事故以外での業務遂行中の事故による身体・財物賠償 患者等に身体障害を負わせたり、死亡させた事故、財物を損壊した場合の損害賠償金 など	（身体賠償・財物賠償ともに） 1 事故 5,000 万円 （年間の限度額はありせん）	自己負担額なし
患者の人格権侵害に対する補償 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損、口頭・文書・図面その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 など	1 事故・1 年間 300 万円	損害額の10%
刑事弁護士費用担保条項 保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用 （注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注3） ②裁判所が略式命令を発した時（注4） ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注5） （注3）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 （注4）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 （注5）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。	保険期間（1年）を通じて500 万円	自己負担額なし

（注1）上記保険金額を上限として保険金が支払われます。

また、施設契約の場合は、薬剤師それぞれ1名についての限度額となります。

（注2）1事故につき、加入者が負担する金額です。

★詳細は本会ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.jshp.or.jp/banner/hoken.html>

9 加入手続きの留意点

日病薬「薬剤師賠償責任保険」は本会会員のみが加入資格を有しています。本保険の年間契約に加入される場合は期日（表紙記載の締切日）までに、保険料の本会口座への入金確認ができています（着金）が必要です。

また、新たに入職された薬剤師の場合は入会届が、異動等の変更があった場合には変更届がネット申込日までに必要です（下表参照）。

なお、施設契約に加入される場合、入会届等の手続きが完了しない期間は、施設契約の条件である「非常勤職員を除く全薬剤師が本会会員であること」とする条件を充たさない可能性がありますので、十分ご注意ください。

賠償責任保険 加入の可否	振込締切日までに 保険料の本会口座着金	本会会員	申込締切日までに本会が 入会届・変更届等受信
可	○	○	○
否	○	×	×
否	×	○	○

※中途加入の場合も表紙記載のネット申込日までに入会届・変更届等の提出が必要です。

I - 2 本保険制度に関するQ & A

Q1 この賠償責任保険で補償の対象となる業務を具体的に教えてください。

A1 病院薬剤師が行う薬剤師としての業務（薬剤師法に定める業務およびこれに付随する業務）はすべて対象となります。具体的には、「調剤・製剤」「薬剤の交付」「医薬品に関する情報提供（電話相談等、薬剤の交付を伴わない場合も含みます。）」「TDM」「治験」等の業務上で偶発的な事故があり、被保険者である病院薬剤師が法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

また、病棟内の巡回・移動中に患者と接触し転倒させてケガを負わせてしまったり、患者の持ち物を壊してしまった場合、患者の病歴等を不特定多数の方に漏らしてしまい、名誉き損で訴えられた場合等にも保険金が支払われます。

なお、厚生労働省医政局が2010年4月30日付で発出した医政局長通知（厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（医政発0430第1号））において挙げられた9項目の業務例について、本会による解釈と実践事例（Ver.2.0）をとりまとめていますが、本会が具体例として提示した現行法（医療法、薬剤師法等）下で実施可能な薬剤師の業務につきましても本保険の補償対象となります。

Q2 施設契約と個人契約との違いを教えてください。

A2	契約種類	施設契約	個人契約
1	補 償 対 象	1. 薬局や薬剤部全体と病院薬剤師個人の責任 ※所属施設の業務において発生した事故を補償 2. 所属施設内で薬剤師として行う業務 3. 上司の命令もしくは許可を得て他施設で薬剤師として行う業務・研修 4. 行政機関あるいは病院薬剤師会の依頼により行う他施設での医療支援業務 5. 災害時における他施設での医療支援業務 ※4.5についても、上司の命令もしくは許可を得て行う薬剤師としての業務にかぎりあります。	会員の個人責任 ※日本国内の医療機関等の業務において発生した事故を補償
2	実務実習中に薬学生が起こした事故に対する薬局・薬剤部の管理責任	補償される	補償されない
3	加入条件	薬局・薬剤部の所属薬剤師全員が本会会員であること	加入者本人が本会会員であること
4	加入方法	薬局・薬剤部の所属薬剤師全員で加入	個人ごとに加入（自由加入）
5	年間保険料	2,300円（1名につき）	2,400円
6	保険料負担者	問わない	問わない

※保険金額は両契約とも同額

Q3 今までにどのような事故が発生しているのでしょうか？

A3 代表的な事故例としては、以下の3つの原因によるものが挙げられます。なお、**病院薬剤師が関与して発生した医療事故で、賠償金の一部（30%）が病院より薬剤師（個人）に対して求償されたケースがあります。**なお、実際の保険金支払額等は加入されるご契約内容や事故の内容により異なります。

①【調剤量の誤りによる事故例】

抗てんかん剤のアレピアチン250mgのところを2.5g調剤して投与した。服用した患者は嘔吐、めまい等により約40日間入院した。最終的には、病状は落ち着いたが、休業補償等を含めて保険金支払額は約480万円となった。

②【薬の取り違いによる事故例】

鎮咳剤であるメジコン錠を調剤して渡すべきところを誤ってジゴシン錠を調剤したため、患者が嘔吐を繰り返し約1か月間の入院を余儀なくされた。その後も体調が元に戻るまでに通院治療を続けた。合計の保険金支払額は約60万円となった。

③【患者に対する説明不足から発生した事故例】

左腕を蜂に刺された患者に対して、薬剤師は、アンモニアを付けたコットンで中和させるよう指示した。患者は帰宅後に指示どおり薬を使用した。皮膚がやけどのような状態になり、しばらくたっても良くならないことから別の病院で治療を受けた。さらに状態の悪化が進み、ケロイド状態となったため同病院の形成外科にて手術を受けた。原因は、アンモニアを5倍に薄めて使用するべきところを当初の薬剤師の説明不足により原液のまま使用したためであり、治療費として保険金支払額は約180万円となった。

Q4 調剤の際、医薬品を落として破損させてしまいました。この場合は補償の対象になりますか？

A4 業務のかしに基づく目的物（医薬品）の減失や、損傷、汚損などの目的物自体の賠償責任は補償対象となりません。

Q5 薬剤部内の備品が壊れました。補償してもらえますか？

A5 補償の対象となる方（被保険者）が所有・使用または管理する財物の損壊については、補償の対象になりません。

Q6 同じ法人で複数の施設があります。同一法人であれば代表施設においてまとめて加入してもよいですか？

A6 同一法人内で代表施設においてまとめて加入するのではなく、各施設の薬剤部単位で、所属されている薬剤師の人数でご加入ください。

Q7 同じ法人で複数の施設があり、各施設の薬剤部単位で施設契約に加入しています。手伝いのため指示を受け所属施設以外の施設で勤務することがありますが、その場合は補償の対象となりますか？

A7 対象となります。「P.6 Q2 施設契約と個人契約との違いを教えてください。」の表の「補償対象 3.上司の命令もしくは許可を得て他施設で薬剤師として行う業務・研修」に当てはまるため、補償対象です。

Q8 旧施設で個人契約に加入していましたが、新施設が施設契約の場合は、契約を個人契約から施設契約に変更できますか？

A8 個人契約と施設契約は契約の形態が異なりますので変更はできません。「P.8 3.転勤等の異動が発生する場合の対応について」記載の手続きをしてください。

Ⅱ-1 加入申込手続き<インターネットでの申込手続きが必須となります。>

1 本保険制度への加入申込方法

・ログイン画面 → <https://www.jshp.or.jp/banner/hoken.html>
ネット申込はこちら をクリックしてください。

※ **操作マニュアル** をご覧ください。

日本病院薬剤師会 会員専用 薬剤師賠償責任保険

日本病院薬剤師会 会員専用 薬剤師賠償責任保険

当サイトは薬剤師を対象とした賠償責任保険加入申込受付を行っています。

新規申込みをされる方はこちらでIDの取得をお願いします。

※注意事項

・同一IDで複数契約と個人契約の両方を申込みすることはできません。

・複数IDで複数の保険契約を申込みすることはできません。

・複数IDで複数の保険契約を申込みされる方は10日以内の申請をお願いします。

・以前Webで申し込みされた方、他府の加入者は加入者証に記載のIDをご利用ください。

→ 初めてネット申込をされる方はこちらでIDの取得をお願いします。

→ パスワードをお忘れの方はこちらで再設定をお願いします。

2026年度パンフレット

操作マニュアル

→ ID取得済みの方はこちらからログインしてください。
IDは、申込時に選択したままです。申込方法により異なります。十分ご注意ください。
選択時の支払方法以外での返金は、保険契約が成立しない恐れがありますのでご注意ください。
※保険料以外の返金は受け付けません。

ログインID

パスワード

ログイン

初めてネット申し込みをされる方

IDの取得および初期パスワードの変更が必要です。

※登録したIDとパスワードは、変更手続きや翌年以降の契約時にも必要となりますので、大切に保管してください。

継続の方、以前ネット申し込みをされた方

登録済のIDとパスワードをご利用ください。

IDは加入者証に記載がございます。

※複数のID登録は重複契約となる恐れがございますのでご注意ください。

2 加入申込締切日

年間契約は、期日（表紙記載の締切日）までに保険申込サイトより申込を行い、かつ本会の口座に保険料が着金するよう手続きしてください。保険料が本会の口座に着金した日を受付日として取り扱います。

なお、中途加入契約の申込締切日は表紙をご確認ください。

（注1）法令により10万円を超える現金の振込には本人確認書類の提示が必要です。

（注2）郵便局払込の場合は、本会口座着金まで数日を要しますのであらかじめご了承ください。

郵便為替や小切手をご使用の場合は、本会口座着金まで10日程度要しますので、締切日にご注意ください。

3 支払方法

みずほ銀行振込または郵便局払込が選択できます。（※振込手数料は加入者負担となります。）

【みずほ銀行振込】を選択の場合

登録メールアドレスに振込先情報（本保険申込専用の銀行口座：**みずほ銀行クヌギ・ユリノキ・モミノキ支店**）を送信します。お近くの銀行窓口・ATM、インターネットバンキング等で保険料をお支払いください。

※口座番号は加入者ごとに異なります（一つのIDに一つの口座番号が割り当てられます。）。

※みずほ銀行クヌギ・ユリノキ・モミノキ支店へは、どの金融機関からでもお振込みできます。

【郵便局払込】を選択の場合

お振込みの際には、必ず「Web申込番号」・「お名前カナ（施設契約の場合は代表者）」の記入をお願いいたします。

申込サイトの加入仮申込完了画面に、申込内容が反映された払込取扱票の記入例が表示されます。その**記入例のとおり**に、郵便局に備え付けられた**（汎用の）青色の払込取扱票にご記入**いただき、郵便局窓口で保険料をお支払いください。払込先は、本保険申込専用の郵便振替口座です。

※払込取扱票には**Web申込番号（10桁）**を必ずご記入ください。

※郵便為替や小切手をご使用の場合は、本会口座着金まで10日程度要しますのでご注意ください。

※記入例の内容は加入申込ごとに異なります。

※記入例は登録メールアドレスには送信されません。

4 中途加入の方法

中途加入は随時受け付けています。ご希望の方は、本パンフレット表紙に記載の【中途加入契約】をご覧ください。受付期間に応じて毎月1日午後4時付けでの加入となります。

手続方法は、新規申込と同様、インターネットから申込手続きを行ってください。手順は、上記「1. 本保険制度への加入申込方法」を、詳細については「インターネット操作マニュアル」をご覧ください。

Ⅱ-2 加入者証

補償開始日（12月20日）以降にご確認いただけます。

インターネットを使用して保険申込サイトより必ずご自身でダウンロードをしてください。

登録内容に変更があった場合は、保険申込サイトからご自身で修正を行い、再ダウンロードしてください。

8 ※加入者証にはログインに必要な登録IDが記載されています。

Ⅲ 保険期間途中の異動手続き

本保険に加入できるのは、本会会員にかぎられます。会員でない方は、本会へ入会のうえ、加入申込みをしてください。なお、本会への入会手続きは、勤務先のある都道府県病院薬剤師会が窓口となります。

※会員資格を喪失している期間は、本保険の対象外となりますのでご注意ください。

【施設契約において】

1 所属薬剤師数が増えた場合・新たに薬剤師を採用した場合 ※追加加入の方法

ご契約時より所属薬剤師数が増加した場合は、追加人数分の加入手続きをしてください。また、前施設において個人契約をしていた方が異動のため施設契約に加入される場合も、改めて加入手続きが必要です。

手続方法は、新規申込の際に登録したIDとパスワードでログインをし、人数追加の申込後、保険料をお支払いください。

詳細はインターネット操作マニュアル「4. 人数追加の方法（施設契約の場合）」をご参照ください。

※欠員補充等により所属薬剤師数に変更がない場合は、手続きは不要です。

2 所属薬剤師数が減った場合

ご契約時より所属薬剤師数が減少した場合は、本保険制度上の手続きは不要です。なお、その場合の**保険料返金**は行いませんので、ご了承ください。

3 所属薬剤師が転勤等異動により交代した場合

所属薬剤師数に変更がない場合は、本保険制度上の手続きは不要です。この場合には、**転入した薬剤師の方が自動的に保険加入したことになり、転出した薬剤師の方は本保険の適用外となります。**

同じ法人で複数の施設がある場合などは、施設ごとの薬剤部単位でご加入ください。

【転勤等の異動が発生する場合の対応について】

	旧勤務先 ①	新勤務先 ②	追加契約の有無
①	施設契約	個人契約	必要※
②	施設契約	施設契約	②において、欠員補充となる場合は不要、増員となる場合は必要
③	個人契約	施設契約	②において、欠員補充となる場合は不要、増員となる場合は必要※
④	個人契約	個人契約	不要

※個人契約と施設契約は、契約の形態が異なるため、契約期間内の変更はできません。

【その他】

4 申込時の登録内容に変更があった場合

姓名や施設名、住所などに変更があった場合は、各都道府県病院薬剤師会に届出を行ってください。また、別途保険申込サイトから、ご自身で登録内容の修正を行ってください。

※メールアドレスが修正されていない場合、次年度の案内など本保険に関する重要なお知らせが受け取れません。

5 薬剤師賠償責任保険と補償の範囲が異なる他の保険契約を締結される場合

取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。また、複数の薬剤師賠償責任保険にご加入の場合で、事故が発生すると、それぞれの契約で按分して保険金をお支払いします。

※上記Ⅲ. 1～5について、ご連絡のないまま、万一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

IV ご加入にあたってのご注意

ご注意

- この保険契約は賠償責任普通保険約款、薬剤師特約条項その他の特約条項追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。なお、保険料は理由の如何を問わずお返しできません。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパン（以下、「当社」といいます。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」といいます。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- 個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
- 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〈告知事項〉

加入申込内容および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①保険料算出の基礎数字
- ②業務内容

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込内容および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入申込内容等に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。

その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- 公的機関による捜査や調査結果の照会
- 専門機関による鑑定結果の照会
- 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- 日本国外での調査
- 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

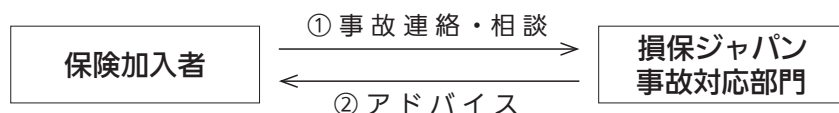
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

V 事故発生時の対処方法

- (1) 事故の連絡…第一報は事故発生後、できるだけ早く損保ジャパン本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門保険金サービス課（03-3349-5381）へご連絡ください。
- (2) 被害者（患者等）への対応…
 - ① 最初の対応が一番重要になります。賠償の責任の有無にかかわらず、誠意をもって対応してください。ただし、「保険で支払います」は禁句です。こちら側に賠償責任がない場合でも、安易に請求され紛争化する恐れがあります。
 - ② 被害者やその家族をお見舞いし、相手方の主張をよく聞いてください。専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、安易な回答をしないような配慮が必要です。
 - ③ 相手側との交渉は、事故を起こした薬剤師と被害を受けた方との直接の話し合いになります。その際には、随時損保ジャパン事故対応部門と連絡を取りながら行ってください。（本保険では、損保ジャパンが示談を行うことはできません。）あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで損害賠償を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 損保ジャパンの対応…上記（2）③については、損保ジャパン事故対応部門が今後の対応についてご加入者にアドバイスをし、またご相談も承ります。
- (4) 弁護士への依頼…弁護士を必要とする事故の場合は、損保ジャパン事故対応部門よりご紹介することができます。その場合の費用も保険金から支払われます。



お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

補償内容・加入手続きに関する相談窓口

●取扱代理店 三井住友フィナンシャルサービス株式会社 東京リテール推進部
〒105-0022 東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング17階
TEL: 03-6772-2885（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 050-3808-0421（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●平日夜間、土日祝日に事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●保険契約者 一般社団法人日本病院薬剤師会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会 長井記念館8階

TEL: 03-3406-0485 / FAX: 03-3797-5303

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●ご加入者以外の被保険者（補償を受けられる方など）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。